

大阪産（もん）名品認証制度実施要領

（目的）

第1条 この要領は、大阪の特産と認められる加工食品を「大阪産（もん）名品」として認証することにより、大阪の食の魅力を全国に発信し、かつ大阪の特産と認められる加工食品に対する消費者の理解を深め、もって大阪の都市魅力の向上と大阪府内の食品産業の振興を図ることを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 大阪産（もん）名品とは、大阪を代表する土産物等として知事が認める加工食品であり、飲食物品を設備を設けて飲食させることを目的とする商品を除くものとする。

（認証基準）

第3条 知事は、認証に必要な基準（以下「認証基準」という。）を定めるものとする。

（申請者の資格）

第4条 認証の申請ができる者は、大阪府内に主たる事業所を有し、認証を受けようとする商品（以下「申請商品」という。）を国内に所在する製造所等で製造（他事業者に委託して製造する場合を含む）している食品加工業者等とする。ただし、大阪府補助金交付規則第2条第2号イからハまでのいずれかに該当する場合は除く。

（認証の申請）

第5条 認証を受けようとする者は、申請商品ごとに大阪産（もん）名品認証申請書（様式第1号。以下「認証申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

（1）同意書（様式第2号）※製造者自らが申請する場合は不要

（2）申請者の概要が分かる書類

ア 定款又は規約その他これに類する書類

イ 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本の写し
個人にあつては、申請者の住民票

（3）府税に未納のないことの証明書（納税証明書）

（4）消費税及び地方消費税に未納のないことの証明書（納税証明書）

（5）申請に係る生産、製造、販売等について、法令等に基づく許可等を要する場合は、当該許可等を受けていることを証する書類の写し

（6）申請商品の製造年数を証明する資料

（7）申請商品の一括表示ラベル

（8）申請商品の写真

（9）申請商品の見本（提出時期については、追って府が指定するものとする。）

（10）その他知事が別に定めるもの

（認証の審査）

第6条 知事は、前条の申請があつた場合は、第3条の認証基準に基づき、認証の可否について審査（以下「認証審査」という。）を行うものとする。

- 2 知事は、認証審査を行う場合には、大阪産（もん）名品認証審査会を設置し、意見を聴取するものとする。

（審査結果の通知及び認証の公表等）

第7条 知事は、前条の認証審査結果について、申請者に大阪産（もん）名品認証審査結果通知書（様式第3号）により通知するものとする。

- 2 知事は、認証した申請商品（以下「認証商品」という。）について、当該認証商品の申請者（以下「認証事業者」という。）に対して認証証書（様式第4号。以下「認証証書」という。）を交付するものとする。
- 3 知事は、認証商品及び認証事業者の内容等を公表することができるものとする。

（認証の表示）

第8条 認証事業者は、認証商品等に知事が別に定める認証マークを表示するよう努めなければならない。この場合、認証マークを付すための経費は認証事業者が負担するものとする。

- 2 認証事業者は、自社のホームページやパンフレットその他の各種広報媒体において、認証商品の紹介等を行う場合には、認証商品である旨を表示するよう努めなければならない。

（認証証書の再交付）

第9条 認証事業者は、認証証書を紛失又は汚損したときは、大阪産（もん）名品認証証書再交付申請書（様式第5号。以下「再交付申請書」という。）を知事に提出し、認証証書の再交付を申請することができる。

- 2 紛失により前項の規定による再交付を受けた者は、紛失した認証証書が発見されたときは、発見された当該認証証書を直ちに返納しなければならない。
- 3 汚損により第一項の規定による再交付を申請しようとする者は、汚損した当該認証証書を添付して申請しなければならない。

（認証の有効期限及び更新）

第10条 認証の有効期限は、認証の日から2年が経過した後の年度末とする。

- 2 認証事業者は、継続して認証を受けようとする場合は、認証の有効期限までの間に大阪産（もん）名品認証継続申請書（様式第6号。以下「継続申請書」という。）を知事に提出しなければならない。
- 3 前項の申請を行うことができる認証事業者は、大阪府内に主たる事業所を有し、認証商品を国内に所在する製造所等で製造（他事業者に委託して製造する場合を含む）している者とする。ただし、大阪府補助金交付規則第2条第2号イからハまでのいずれかに該当する場合は除く。
- 4 知事は、第2項の申請を行った認証事業者が前項に規定する要件を満たすと認める場合は、当該認証事業者に対し、認証証書を交付するものとする。この場合において、認証の日は、従前の認証の有効期限の翌日とする。

（認証内容の変更及び廃止）

第11条 認証事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、大阪産（もん）名品認証申請事項変更（廃止）届出書（様式第7号。以下「変更（廃止）届」という。）により、速や

かに知事に届け出なければならない。

(1) 次に掲げる事項に変更が生じたとき

- ア 認証事業者の名称又は所在地
- イ 製造者に係る事項
- ウ 製造所に係る事項
- エ 認証商品の商品名

(2) 認証商品の製造又は販売を1年以上中止又は廃止したとき

2 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ掲げる書類等を添付するものとする。

(1) 前項(1)アの場合にあつては、第5条第2項(2)に掲げる書類又はその他の書類であつて、変更後の内容について確認ができるもの

(2) 前項(1)エの場合にあつては、第5条第2項(7)及び(8)に掲げる書類等

(認証の承継)

第12条 認証商品に係る認証を承継しようとする者は、大阪産(もん)名品認証承継申請書(様式第8号。以下「承継申請書」という。)を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類等を添付するものとする。

- (1) 第5条第2項(2)に掲げる書類
- (2) 第5条第2項(7)及び(8)に掲げる書類等
- (3) 承継しようとする認証に係る認証証書の写し
- (4) その他、知事が必要と認める書類

3 認証を承継できる者は、大阪府内に主たる事業所を有し、承継した認証商品を国内に所在する製造所等で製造(他事業者に委託して製造する場合を含む)している食品加工業者等とする。ただし、大阪府補助金交付規則第2条第2号イからハまでのいずれかに該当する場合は除く。

4 知事は、第1項の申請を行った者が前項に規定する要件を満たすと認める場合は、当該申請者を認証事業者とし、当該認証商品に係る認証証書を交付するものとする。

5 前項の場合において、認証の有効期限は承継により変更しない。

(電子情報処理組織の使用)

第13条 次の表の左欄に掲げる申請又は届出は、その規定にかかわらず、電子情報処理組織(知事の使用に係る電子計算機と当該申請又は届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行うことができる。また、その申請又は届出は、次の表の右欄に掲げる書面により行われたものとみなして、この要領の規定を適用する。

認証の申請(第5条第1項関係)	認証申請書(様式第1号)
認証証書の再交付の申請(第9条関係)	再交付申請書(様式第5号)
認証の継続の申請(第10条第2項関係)	継続申請書(様式第6号)
認証内容の変更及び廃止の届出(第11条)	変更(廃止)届(様式第7号)
認証の承継の申請(第12条)	承継申請書(様式第8号)

2 前項の規定により行われた申請又は届出は、同項の知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされたときに知事に到達したものとみなす。

（認証事業者の責務）

第 14 条 認証事業者は、この要領に定める規定を誠実に遵守しなければならない。

- 2 認定商品の品質、流通、販売等において事故等の問題が生じたときは、認証事業者がその責任を負うものとする。なお、当該問題の内容については、速やかに大阪府に報告しなければならない。

（調査及び報告）

第 15 条 知事は、特に必要があると認める場合には、職員等を派遣し、認証事業者に対して、認証商品に係る報告を求め、必要な指示をすることができる。

（認証の取消）

第 16 条 知事は、認証商品及び認証事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、認証を取り消すことができる。

- (1) 申請の資格の要件を欠くとき
 - (2) 虚偽の申請により認証を受けたとき
 - (3) 認証辞退の申し出があったとき
 - (4) 認証証書や認証マークを不適正に使用したとき
 - (5) 第 11 条の規定による届出を正当な理由なく行わなかったとき
 - (6) 第 15 条の規定による報告を正当な理由なく拒否し、又は指示に従わなかったとき
 - (7) その他、制度の運用に重要な支障を来す行為があったとき
- 2 知事は、前項により認証を取り消したときは、当該認証事業者に対して、理由を付記した大阪産（もん）名品認証取消通知書（様式第 9 号）により通知する。

（その他）

第 17 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成 30 年 4 月 17 日から施行する。
- 2 大阪産（もん）名品の対象とする加工食品に関する大阪産（もん）商標登録ロゴマーク使用許可要領（平成 22 年 8 月 3 日施行）は廃止する。なお、同要領に基づき大阪産（もん）名品と認められた商品は、この要領により認証されたものとみなすものとする。この場合において、第 10 条の規定に関わらず認証の有効期間は従前のとおりとする。

附 則

この要領は、平成 31 年 1 月 24 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 3 月 26 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 2 月 5 日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年2月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年3月6日から施行する。

大阪産(もん)名品認証申請書

大阪府知事様

大阪産(もん)名品認証制度実施要領の規定により、下記のとおり申請します。

申請年月日(和暦)	年 月 日
-----------	-------

1. 申請者情報

企業、事業者に関する情報を記入してください。

(1)申請者名称(企業、団体名)	
(2)申請者名称(フリガナ)	
(3)代表者職	
(4)代表者氏名	
(5)代表者氏名(フリガナ)	
(6)申請者住所 ※本社又は主たる事業所の所在地	〒
(7)電話番号(代表)	
(8)ホームページアドレス	

2. 申請担当者情報

本申請に係る担当者情報を記入してください。申請内容の確認等に使用します。

(1)担当者職	
(2)担当者氏名	
(3)担当者氏名(フリガナ)	
(4)担当者電話番号(直通)	
(5)担当者メールアドレス	
(6)担当者住所 ※該当する口を■に変更	☐ 1-(6)に記入した本社住所等と同じ ☐ 1-(6)に記入した本社住所等と異なる
(7)担当者住所 ※本社住所等と異なる場合のみ記入	〒
(8)通知書等の送付先 ※該当する口を■に変更	☐ 申請者住所(1-(6)に記入した住所に送付) ☐ 担当者住所(2-(7)に記入した住所に送付)

3. 申請商品概要

(1)商品名	
(2)商品名(フリガナ)	
(3)商品説明 (100文字以内)	
(4)商品製造者 ※該当する□を■に変更	☐ 申請者と同じ ☐ 申請者と異なる((5)、(6)、(7)に記入)
(5)製造者名称	
(6)製造者名称(フリガナ)	
(7)製造者所在地	〒
(8)同意書の添付	申請者と製造者が異なる場合、製造者との同意書(様式第2号)の添付が必要です。

4. 商品の製造場所について

製造場所が複数ある場合は最も製造量の多い製造場所について記入してください。

(1)製造所名称	
(2)製造所所在地	〒
(3)上記製造所で行っている工程 ※該当する□を■に変更	☐ 全工程(原材料の加工から商品の包装まで) ☐ 工程の一部のみ((4)に概要を記入)
(4)概要	

5. 審査項目:「伝統」

(1)製造開始年(西暦) ※製造開始年は、(2)の添付資料から判別できる年としてください。	年
(2)(1)の製造開始年を証明できる書類添付(別紙「伝統証明」として添付してください)	例: 商標登録の写し、申請商品が表章された表章状の写し、申請商品が紹介された雑誌や新聞等の記事、申請商品が映っている写真で年を判別できるもの。 ※ いずれも、明確に年が確認できるもののみ認めます。実際の製造開始年が判別できる証明書類が無い場合は、証明書類から判別できる年を製造開始年として審査対象とします。 申請者が注釈で年を記載したものは証明書にはなりませんので、ご注意ください。

6. 審査項目:「大阪らしさ」

(1)大阪産原材料の使用有無 ※該当する□を■に変更	☐申請商品に大阪産原材料を使用している((2)に詳細を記入) ☐申請商品に大阪産原材料を使用していない
(2)使用している大阪産原材料	
(3)申請商品の「大阪らしさ」について ※大阪らしいストーリーや、大阪の特産品としての認知度など、募集要項の審査項目をよく読み、合致する内容を文章で表現してください。 ※必要に応じて記入欄は延長してください。	

7. 審査項目：「独自性」

(1)保有する権利等の有無 ※該当する□を■に変更	☐ 申請商品について商標権、特許権、意匠権等を有している ☐ 申請商品について保有する権利等はない
(2)保有する権利等の概要 ※(1)で「有している」を選択した場合のみ、商標登録番号等を記入してください。	
(3)(2)を証明する書類添付 (別紙「権利証明」として添付してください。)	例：商標登録証など(2)の番号等を確認できる書類
(4)申請商品の「独自性」について ※類似商品と比較した際の優位性や、品質・味・形状・デザイン・ネーミングなどの独自性について、募集要項の審査項目をよく読み、合致する内容を文章で表現してください。 ※必要に応じて記入欄は延長してください。	

8. 審査項目：「信頼性」

(1)HACCP に係る認証の有無 ※該当する□を■に変更	☐ HACCP に係る認証を取得している ☐ HACCP に係る認証は取得していない
(2)HACCP に係る認証の概要 ※(1)で「取得している」を選択した場合のみ記入 ○○認証制度、ISO○○等	
(3)(2)を証明する書類添付 (別紙「信頼性証明」として添付してください。)	例：地域認証を受けていることが分かる書類や、ISO の証明書など(2)の内容を確認できる書類
(4)申請商品の「信頼性」について ※高い品質と安全性を確保するための取り組みや、顧客サービス体制等について、募集要項の審査項目をよく読み、合致する内容を文章で表現してください。 ※必要に応じて記入欄は延長してください。	

9. 審査項目:「市場性」

(1) SNSの有無	☐ SNS を活用した情報発信を行っている(該当するアカウントを記入) ☐ SNS を活用した情報発信は行っていない
(2) Twitter	
(3) Facebook	
(4) Instagram	
(5) その他	
(6) 内容量 同一商品でいくつかの規格がある場合は、「〇〇mg、〇〇袋入り」と記入	
(7) 価格 (6)の内容量ごとに異なる場合は、同順で「〇〇円、〇〇円」と記入	
(8) 賞味(消費)期限 規格や保存方法によって異なる場合は、「冷蔵〇日、冷凍〇日」と記入	
(9) 製造期間 ※該当する□を■に変更	☐ 通年 ☐ 期間限定((10)に期間を記入)
(10) 限定製造の期間	月 ~ 月
(11) 販売期間 ※該当する□を■に変更	☐ 通年 ☐ 期間限定((12)に期間を記入)
(12) 限定販売の期間	月 ~ 月
(13) 販売量(単位も含めて記入)	
今期(見込み)	
前期	
前々期	
3期前	
(14) 販売額(円)	
今期(見込み)	
前期	
前々期	
3期前	

(15)主な販売場所	
府内	
府外	
通販サイト等 (サイト名やURL)	
(16)申請商品に係る顕彰歴 〇〇博覧会大賞、コンクール受賞歴 等	
(17)申請商品の「市場性」について ※商品の売上や、得ている支持、販売体制や市場拡大に向けた取組み等について、募集要項の審査項目をよく読み、合致する内容を文章で表現してください。 ※必要に応じて記入欄は延長してください。	

10. 審査項目：「将来性」

(1)大阪産(もん)名品認証マーク等の使用方法(予定) ※該当する全ての口を■に変更	☐シールで商品に貼り付け ☐商品包装に印刷 ☐のぼりの使用 ☐その他((2)に具体例を記入)
(2)その他の使用方法 商品カタログに使用、等	
(3)申請商品の「将来性」について ※ブランド維持や発展への考え、取り組み実施や事業計画、大阪産(もん)名品の普及啓発、認知度向上への波及効果等について、募集要項の審査項目をよく読み、合致する内容を文章で表現してください。 ※必要に応じて記入欄は延長してください。	

11-1. 審査項目:「SDGs」

(1)取組みのあるゴール ※該当するすべての□を■に変更 選んだものについて、(2)を記入してください。 なお、複数のゴールにまたがる取組みについては、重複して選択しても構いません。 ※選択したゴールの数で審査結果が決まるわけではありません。	□ 1. 貧困をなくそう □ 2. 飢餓をゼロに □ 3. すべての人に健康と福祉を □ 4. 質の高い教育をみんなに □ 5. ジェンダー平等を実現しよう □ 6. 安全な水とトイレを世界中に □ 7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに □ 8. 働きがいも経済成長も □ 9. 産業と技術革新の基盤をつくろう □ 10. 人や国の不平等をなくそう □ 11. 住み続けられるまちづくりを □ 12. つくる責任つかう責任 □ 13. 気候変動に具体的な対策を □ 14. 海の豊かさを守ろう □ 15. 陸の豊かさを守ろう □ 16. 平和と公正をすべての人に □ 17. パートナーシップで目標を達成しよう
---	---

(1)で選択したものについて、次ページ以降、申請商品についての取組みと、事業者としての取組みに分けて概要を記入してください。なお、複数のゴールにまたがる取組みについては、重複して記入しても構いません。
※記入しているゴールの数で審査結果が決まるわけではありません。

11-2. 各ゴールに向けた取り組みについて

※必要に応じて記入欄は延長してください。

ゴール1：貧困をなくそう		
	申請商品についての取り組み	
	事業者としての取り組み	
ゴール2：飢餓をゼロに		
	申請商品についての取り組み	
	事業者としての取り組み	
ゴール3：すべての人に健康と福祉を		
	申請商品についての取り組み	
	事業者としての取り組み	
ゴール4：質の高い教育をみんなに		
	申請商品についての取り組み	
	事業者としての取り組み	
ゴール5：ジェンダー平等を実現しよう		
	申請商品についての取り組み	
	事業者としての取り組み	
ゴール6：安全な水とトイレを世界中に		
	申請商品についての取り組み	
	事業者としての取り組み	
ゴール7：エネルギーをみんなにそしてクリーンに		
	申請商品についての取り組み	
	事業者としての取り組み	

ゴール8：働きがいも経済成長も		
	申請商品についての取組み	
	事業者としての取組み	
ゴール9：産業と技術革新の基盤をつくろう		
	申請商品についての取組み	
	事業者としての取組み	
ゴール10：人や国の不平等をなくそう		
	申請商品についての取組み	
	事業者としての取組み	
ゴール11：住み続けられるまちづくりを		
	申請商品についての取組み	
	事業者としての取組み	
ゴール12：つくる責任つかう責任		
	申請商品についての取組み	
	事業者としての取組み	
ゴール13：気候変動に具体的な対策を		
	申請商品についての取組み	
	事業者としての取組み	
ゴール14：海の豊かさを守ろう		
	申請商品についての取組み	
	事業者としての取組み	

ゴール15：陸の豊かさも守ろう	
申請商品についての取組み	
事業者としての取組み	
ゴール16：平和と公正をすべての人に	
申請商品についての取組み	
事業者としての取組み	
ゴール17：パートナーシップで目標を達成しよう	
申請商品についての取組み	
事業者としての取組み	

11-3.

(1)SDGs の取組みについての公開状況 ※該当する□を■に変更	☐ ホームページ等で公表している ☐ 取組みについて公表はしていない
-----------------------------------	---

12. 申立て事項

※各申立て事項について該当する口を■に変更

「いいえ」を選択した場合は、認証を受けることはできません。

(1)本申請にあたり提出した資料については、事実と相違ありません。
☐ はい ☐ いいえ
(2)大阪産(もん)名品認証制度実施要領及び大阪産(もん)名品認証制度実施要領細則を遵守します。
☐ はい ☐ いいえ
(3)本申請内容に疑義が生じて調査が必要となった場合は、大阪府が求める必要な情報又は資料を遅滞なく提出し、調査の結果、申請の要件を満たさないと判断された場合には、審査の対象から除外されても、何ら異議の申し立てを行いません。
☐ はい ☐ いいえ
(4)大阪産(もん)名品認証を受けることとなった場合は、下記事項を遵守します。 ・食品衛生法をはじめ、食品の製造に関する法令を遵守し、安全な食品を製造します。 ・その他、関係法令を遵守します。 ・認証を受けた商品の製造又は販売等を通じて、当該商品の情報発信を積極的に行い、大阪産(もん)名品をPRし、ブランドイメージ向上に努めます。 ・大阪産(もん)名品をPRするに当たっては、認証マークの積極的な使用に努めます。また、大阪産(もん)名品認証制度実施要領細則を遵守し、認証マークを適正に使用します。 ・認証を受けた商品の品質、流通、販売等において、事故等の問題が生じたときは、申請者がその責任を負います。
☐ はい ☐ いいえ
(5)代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、大阪府暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者ではありません。
☐ はい ☐ いいえ
(6)法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者ではありません。
☐ はい ☐ いいえ
(7)公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者ではありません。
☐ はい ☐ いいえ
(8)大阪産(もん)名品認証を受けることとなった場合は、その事実について、公表されることに異議はありません。(事業者名と認証を受けている事実は原則公表事項となり、府ホームページ等で公開します。)
☐ はい ☐ いいえ

1 3. 大阪産(もん)名品に認証された場合の大阪産(もん)等事業者限定メールへの登録について

(1)大阪産(もん)等事業者限定メールへの登録について ※該当する□を■に変更	☐ 希望する ☐ 希望しない
(2)希望する場合のメールアドレス ※該当する□を■に変更	☐ 2-(5)に記入した担当者メールアドレスと同じ ☐ 別のメールアドレスを希望(下欄(3)、(4)を記入してください)
(3)希望するメールアドレス	
(4)担当者氏名	
(5)担当者氏名(フリガナ)	

14. 添付書類等チェックリスト ※該当する□を■に変更

(1)同意書(様式第2号)
☐ 申請者と製造者が同じため、不要。 ☐ 申請者と製造者が異なるため、同意書(様式第2号)を電子添付した。 ☐ 申請者と製造者が異なるため、同意書(様式第2号)をその他書類と一緒に郵送する。
(2)申請者の概要が分かる書類(いずれかの郵送が必要)
☐ 定款又は規約その他これらに類する書類のコピーを郵送する。 ☐ 法人登記簿謄本の写し(申請受付時点において発行日から3か月以内のもの)を郵送する。 ☐ 個人事業主のため住民票(申請受付時点において発行日から3か月以内のもの、かつ本籍地及びマイナンバーが記載されていないもの)を郵送する。
(3)府税に未納のないことの証明書(納税証明書)
☐ 添付書類として郵送する。
(4)消費税及び地方消費税に未納のないことの証明書(納税証明書)
☐ 添付書類として郵送する。
(5)食品営業許可証等の写し
☐ 電子添付した。 ☐ 添付書類として郵送する。 ☐ 許可等を要しないため、該当する書類は無い。
(6)申請商品等の製造年数を証明する資料
☐ 電子添付した。 ☐ その他書類と一緒に郵送する。
(7) 申請商品の一括表示ラベル
☐ 電子添付した。 ☐ その他書類と一緒に郵送する。
(8)申請商品の写真
☐ 電子添付した。 ☐ その他書類と一緒に郵送する。
(9) 申請商品の見本
※申請時点では商品見本の送付は必要ありません。

(様式第2号)

同意書

大阪産（もん）名品認証申請者

住所

（法人の場合は主たる事務所の所在地）

氏名

（法人にあっては名称及び代表者の職、氏名）

上記の者が当社の製造した商品について、大阪産（もん）名品認証申請することに同意します。

年 月 日

大阪府知事 様

製造者

住所

（法人の場合は主たる事務所の所在地）

氏名

（法人にあっては名称及び代表者の職、氏名）

(様式第3号)(認証する場合)

第 号
年 月 日

申請者あて

大阪府知事

大阪産（もん）名品認証審査結果通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪産（もん）名品認証について審査をした結果、
下記のとおり認証することとしましたので通知します。

記

商品名

(様式第3号)(認証しない場合)

第 号
年 月 日

申請者あて

大阪府知事

大阪産（もん）名品認証審査結果通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪産（もん）名品認証について審査をした結果、
認証することはできませんでしたので通知します。

記

1 商品名

2 理由等

(様式第4号)

愛され続けるもん「名品」



認 証 証 書

認証番号 第 号

商 品 名

事業者名

有効期限 年 月 日

上記の商品を「大阪産（もん）名品」として認証します

年 月 日

大阪府知事

大阪産(もん)名品認証証書再交付申請書

大阪府知事様

大阪産(もん)名品認証制度実施要領の規定により、下記のとおり申請します。

申請年月日(和暦)	年 月 日
-----------	-------

1. 申請事業者情報

企業、事業者の基礎情報を記入してください。

(1)申請事業者名称(企業、団体名)	
(2)申請事業者名称(フリガナ)	
(3)代表者職	
(4)代表者氏名	
(5)代表者氏名(フリガナ)	
(6)申請事業者住所 ※本社又は主たる事業所の所在地	〒
(7)電話番号(代表電話)	
(8)ホームページアドレス	

2. 申請担当者情報

本申請の担当者情報を記入してください。申請内容の確認等に使用します。

(1)担当者職	
(2)担当者氏名	
(3)担当者氏名(フリガナ)	
(4)担当者電話番号(直通)	
(5)担当者メールアドレス	
(6)担当者住所 ※該当する口を■に変更	☐ 1-(6)に記入した申請事業者住所と同じ ☐ 1-(6)に記入した申請事業者住所と異なる
(7)担当者住所 ※申請事業者住所と異なる場合のみ記入	〒
(8)再交付後の認証証書の送付先 ※該当する口を■に変更	☐ 申請事業者住所(1-(6)に記入した住所に送付) ☐ 担当者住所(2-(7)に記入した住所に送付)

3. 再交付を希望する認証証書に係る商品概要

(1)認証番号 ※3桁で記入	第 号
(2)認証商品名 ※対象となる商品名を全て記入	
(3)認証商品名(フリガナ) ※(2)で記入した商品名全てについて記入	
(4)再交付が必要な理由	

4. 紛失又は汚損した認証証書について

(1)紛失又は汚損した認証証書の処理について ※該当する□を■に変更	☐ 紛失した認証証書を発見した場合は、直ちに返納します。 ☐ 汚損した認証証書を郵送します。
---------------------------------------	---

大阪府知事様

大阪産(もん)名品認証制度実施要領の規定により、下記のとおり申請します。

申請年月日(和暦)	年 月 日
-----------	-------

1. 申請事業者情報

企業、事業者の基礎情報を記入してください。

(1)申請事業者名称(企業、団体名)	
(2)申請者名称(フリガナ)	
(3)代表者職	
(4)代表者氏名	
(5)代表者氏名(フリガナ)	
(6)申請事業者住所 ※本社又は主たる事業所の所在地	〒
(7)電話番号(代表電話)	
(8)ホームページアドレス	

2. 申請担当者情報

本申請の担当者情報を記入してください。申請内容の確認等に使用します。

(1)担当者職	
(2)担当者氏名	
(3)担当者氏名(フリガナ)	
(4)担当者電話番号(直通)	
(5)担当者メールアドレス	
(6)担当者住所 ※該当する口を■に変更	☐ 1-(6)に記入した申請者事業者住所と同じ ☐ 1-(6)に記入した申請事業者住所と異なる
(7)担当者住所 ※1-(6)の申請事業者住所と異なる場合のみ記入	〒
(8)認証証書の送付先 ※該当する口を■に変更	☐ 申請事業者住所(1-(6)に記入した住所に送付) ☐ 担当者住所(2-(7)に記入した住所に送付)

3. 認証の継続を申請する商品について

(1)認証番号 ※3桁で記入	第 号
(2)認証商品名 ※対象となる商品名を全て記入	
(3)商品名(フリガナ) ※(2)で記入した商品名全てについて記入	
(4)主な販売場所	
(5)商品製造者 ※該当する□を■に変更	☐ 申請事業者と同じ ☐ 申請事業者と異なる((6)(7)(8)に記入)
(6)製造者名称	
(7)製造者名称(フリガナ)	
(8)製造者住所	〒

4. 商品の製造場所について

製造場所が複数ある場合は最も製造量の多い製造場所について記入してください。

(1)製造事業所名称	
(2)製造事業所住所	〒
(3)(1)の製造事業所で行っている工程 ※該当する□を■に変更	☐ 全工程(原材料の加工から商品の包装まで) ☐ 工程の一部のみ((4)に概要を記入)
(4)概要	

5. 申立て事項

※各申立て事項について該当する□を■に変更

「いいえ」を選択した場合は、認証の継続を受けることはできません。

(1)本申請にあたり提出した資料については、事実と相違ありません。

☐はい
☐いいえ

(2)大阪産(もん)名品認証制度実施要領及び大阪産(もん)名品認証制度実施要領細則を遵守します。

☐はい
☐いいえ

(3)本申請内容に疑義が生じて調査が必要となった場合は、大阪府が求める必要な情報又は資料を遅滞なく提出し、調査の結果、申請の要件を満たさないと判断された場合には、審査の対象から除外されても、何ら異議の申し立てを行いません。

☐はい
☐いいえ

(4)大阪産(もん)名品認証の継続を受けることとなった場合は、下記事項を遵守します。

- ・食品衛生法をはじめ、食品の製造に関する法令を遵守し、安全な食品を製造します。
- ・その他、関係法令を遵守します。
- ・認証を受けた商品の製造又は販売等を通じて、当該商品の情報発信を積極的に行い、大阪産(もん)名品をPRし、ブランドイメージ向上に努めます。
- ・大阪産(もん)名品をPRするに当たっては、認証マークの積極的な使用に努めます。また、大阪産(もん)名品認証制度実施要領細則を遵守し、認証マークを適正に使用します。
- ・認証を受けた商品の品質、流通、販売等において、事故等の問題が生じたときは、申請者がその責任を負います。

☐はい
☐いいえ

(5)代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、大阪府暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者ではありません。

☐はい
☐いいえ

(6)法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者ではありません。

☐はい
☐いいえ

(7)公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者ではありません。

☐はい
☐いいえ

(8)大阪産(もん)名品認証の継続を受けることとなった場合は、その事実について、公表されることに異議はありません。(事業者名と認証を受けている事実は原則公表事項となり、府ホームページ等で公開します。)

☐はい
☐いいえ

6. 大阪産(もん)等事業者限定メールへの登録について

(1)大阪産(もん)等事業者限定メールへの登録について ※該当する□を■に変更	☐ 希望する ☐ 希望しない
(2)希望する場合のメールアドレス ※該当する□を■に変更	☐ 2-(5)に記入した担当者メールアドレスと同じ ☐ 別のメールアドレスを希望((3)(4)(5)を記入)
(3)希望するメールアドレス	
(4)担当者氏名	
(5)担当者氏名(フリガナ)	

大阪産(もん)名品認証申請事項変更(廃止)届出書

大阪府知事様

大阪産(もん)名品認証制度実施要領の規定により、下記のとおり届け出ます。

申請年月日(和暦)	年 月 日
-----------	-------

1. 申請事業者情報

企業、事業者の基礎情報を記入してください。

(1)申請事業者名称(企業、団体名)	
(2)申請者名称(フリガナ)	
(3)代表者職	
(4)代表者氏名	
(5)代表者氏名(フリガナ)	
(6)申請事業者住所 ※本社又は主たる事業所の所在地	〒
(7)電話番号(代表電話)	
(8)ホームページアドレス	

2. 申請担当者情報

本申請の担当者情報を記入してください。申請内容の確認等に使用します。

(1)担当者職	
(2)担当者氏名	
(3)担当者氏名(フリガナ)	
(4)担当者電話番号(直通)	
(5)担当者メールアドレス	
(6)担当者住所 ※該当する口を■に変更	☐ 1-(6)に記入した申請者事業者住所と同じ ☐ 1-(6)に記入した申請事業者住所と異なる
(7)担当者住所 ※1-(6)の申請事業者住所と異なる場合のみ記入	〒
(8)変更後の認証証書の送付先 ※該当する口を■に変更	☐ 申請事業者住所(1-(6)に記入した住所に送付) ☐ 担当者住所(2-(7)に記入した住所に送付)

3. 変更(又は廃止する)内容について

(1)認証番号 ※3桁で記入	第 号
(2)認証商品名 ※対象となる商品名を全て記入	
(3)商品名(フリガナ) ※(2)で記入した商品名全てについて記入	
(4)変更又は廃止した事項(変更前)	
(5)変更又は廃止した事項(変更後)	
(6)変更又は廃止の理由	
(7)添付資料	変更(又は廃止)した内容が認証事業者の名称又は所在地、認証商品の商品名の場合は、大阪産(もん)名品認証制度実施要領に定める書類等を添付すること。

大阪府知事様

大阪産(もん)名品認証制度実施要領の規定により、下記のとおり申請します。

申請年月日(和暦)	年 月 日
-----------	-------

1. 申請事業者情報

企業、事業者に関する情報を記入してください。

(1)申請事業者名称(企業、団体名)	
(2)申請事業者名称(フリガナ)	
(3)代表者職	
(4)代表者氏名	
(5)代表者氏名(フリガナ)	
(6)申請事業者住所 ※本社又は主たる事業所の所在地	〒
(7)電話番号(代表電話)	
(8)ホームページアドレス	

2. 申請担当者情報

本申請の担当者情報を記入してください。申請内容の確認等に使用します。

(1)担当者職	
(2)担当者氏名	
(3)担当者氏名(フリガナ)	
(4)担当者電話番号(直通)	
(5)担当者メールアドレス	
(6)担当者住所 ※該当する口を■に変更	☐ 1-(6)に記入した申請事業者住所と同じ ☐ 1-(6)に記入した申請事業者住所と異なる
(7)担当者住所 ※1-(6)の申請事業者住所と異なる場合のみ記入	〒
(8)通知書等の送付先 ※該当する口を■に変更	☐ 申請事業者住所(1-(6)に記入した住所に送付) ☐ 担当者住所(2-(7)に記入した住所に送付)

3. 承継した認証商品の概要

(1)認証番号 ※3桁で記入	第 号
(2)認証商品名 ※対象となる商品名を全て記入	
(3)認証商品名(フリガナ) ※(2)で記入した商品名全てについて記入	
(4)商品製造者 ※該当する口を■に変更	☐ 申請事業者と同じ ☐ 申請事業者と異なる((5)(6)(7)に記入)
(5)製造者名称	
(6)製造者名称(フリガナ)	
(7)製造者住所	〒

4. 商品の製造場所について

製造場所が複数ある場合は最も製造量の多い製造場所について記入してください。

(1)製造事業所名称	
(2)製造事業所住所	〒
(3)(1)の製造事業所で行っている工程 ※該当する口を■に変更	☐ 全工程(原材料の加工から商品の包装まで) ☐ 工程の一部のみ((4)に概要を記入)
(4)概要	

5. 申立て事項

※各申立て事項について該当する口を■に変更

「いいえ」を選択した場合は、認証の承継を受けることはできません。

(1)本申請にあたり提出した資料については、事実と相違ありません。

☐はい
☐いいえ

(2)大阪産(もん)名品認証制度実施要領及び大阪産(もん)名品認証制度実施要領細則を遵守します。

☐はい
☐いいえ

(3)本申請内容に疑義が生じて調査が必要となった場合は、大阪府が求める必要な情報又は資料を遅滞なく提出し、調査の結果、申請の要件を満たさないと判断された場合には、審査の対象から除外されても、何ら異議の申し立てを行いません。

☐はい
☐いいえ

(4)大阪産(もん)名品認証の承継を受けることとなった場合は、下記事項を遵守します。

- ・食品衛生法をはじめ、食品の製造に関する法令を遵守し、安全な食品を製造します。
- ・その他、関係法令を遵守します。
- ・認証を受けた商品の製造又は販売等を通じて、当該商品の情報発信を積極的に行い、大阪産(もん)名品をPRし、ブランドイメージ向上に努めます。
- ・大阪産(もん)名品をPRするに当たっては、認証マークの積極的な使用に努めます。また、大阪産(もん)名品認証制度実施要領細則を遵守し、認証マークを適正に使用します。
- ・認証を受けた商品の品質、流通、販売等において、事故等の問題が生じたときは、申請者がその責任を負います。

☐はい
☐いいえ

(5)代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、大阪府暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者ではありません。

☐はい
☐いいえ

(6)法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者ではありません。

☐はい
☐いいえ

(7)公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者ではありません。

☐はい
☐いいえ

(8)大阪産(もん)名品認証の承継を受けることとなった場合は、その事実について、公表されることに異議はありません。(事業者名と認証を受けている事実は原則公表事項となり、府ホームページ等で公開します。)

☐はい
☐いいえ

6. 大阪産(もん)等事業者限定メールへの登録について

(1)大阪産(もん)等事業者限定メールへの登録について ※該当する□を■に変更	☐ 希望する ☐ 希望しない
(2)希望する場合のメールアドレス ※該当する□を■に変更	☐ 2-(5)に記入した担当者メールアドレスと同じ ☐ 別のメールアドレスを希望((3)(4)(5)を記入)
(3)希望するメールアドレス	
(4)担当者氏名	
(5)担当者氏名(フリガナ)	

7. 添付書類チェックリスト

(1)申請者の概要が分かる書類(いずれかの郵送が必要)
☐ 定款又は規約その他これらに類する書類のコピーを郵送する。 ☐ 法人登記簿謄本の写し(申請受付時点において発行日から3か月以内のもの)を郵送する。 ☐ 個人事業主のため住民票(申請受付時点において発行日から3か月以内のもの、かつ本籍地及びマイナンバーが記載されていないもの)を郵送する。
(2) 申請商品の一括表示ラベル
☐ 電子添付した。 ☐ その他書類と一緒に郵送する。
(3)申請商品の写真
☐ 電子添付した。 ☐ その他書類と一緒に郵送する。
(4) 承継しようとする認証に係る認証証書の写し
☐ 電子添付した。 ☐ その他書類と一緒に郵送する。

(様式第9号)

年 月 日
第 号

認証事業者あて

大阪府知事

大阪産（もん）名品認証取消通知書

年 月 日付け 第 号の認証は、下記の理由により取り消します。

記